

栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第18条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長及び委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第7条第1項第2号、第3号及び第5号に該当する委員並びに監査委員が、その職務に従事したときに支給する報酬の額は、日額4,500円とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の会長、副会長及び委員並びに監査委員が、協議会の職務を行うために、栃木市及び岩舟町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行する。